

厚生労働省
山口労働局
平成24年9月10日

担 当	山口労働局職業安定部職業対策課
	課長 中村 一徳
	課長補佐 清水 邦秀
	電 話 083 (995) 0383

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を 不正に受給した事業主の公表について

雇用調整助成金については、不正受給を防止するため、平成22年11月1日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、雇用調整助成金等を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

記

1	事業主	名称	株式会社みやび
		代表者氏名	代表取締役 鍛冶千枝子
	事業所	名称	株式会社みやび
		所在地	山口県岩国市玖珂町593-1
		概要	婦人服縫製業
	不正受給の概要	金額	12,621,655円
		内容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業の一部について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、休業を実施したとして支給申請書等を作成し、受給していた。 労働局の行った実地調査により判明した。
2	事業主	名称	マルケイ
		代表者氏名	那須 賢二
	事業所	名称	マルケイ 那須 賢二
		所在地	山口県岩国市周東町上久原2087-1
		概要	自動車钣金塗装業
	不正受給の概要	金額	6,642,428円
		内容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業の一部について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、休業を実施したとして支給申請書等を作成し、受給していた。 労働局の行った実地調査により判明した。
3	事業主	名称	徳地縫製工業有限会社
		代表者氏名	代表取締役 山本政治
	事業所	名称	徳地縫製工業有限会社
		所在地	山口県山口市徳地堀2118
		概要	衣服縫製業
	不正受給の概要	金額	3,233,834円
		内容	中小企業緊急雇用安定助成金の対象となる休業の一部について、実際は休業を行っていないにもかかわらず、休業を実施したとして支給申請書等を作成し、受給していた。 労働局の行った実地調査により判明した。